

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

令和4年度事業計画

第1 基本方針

(1) 地域福祉推進部門

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により地域福祉活動も休止せざるを得ない状況が続いている。通いの場であるふれあい・いきいきサロン等の自粛で、「同じ空間を共有することで得られる安心感」「お互いが気掛けることによるつながりの大切さ」を改めて実感するなか、これまで以上につながりの希薄化、社会的孤立や閉じこもりが進み、私たちの「ふだんのくらし」が失われつつあるのではないかと危惧しています。

このような状況のなか、令和元年度に熊本市と一体的に策定した「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「だれもが『おたがいさま』で支え合う協働のまちづくり」を念頭に、新たな生活様式のなかでの地域福祉活動のあり方を模索、検討し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。そのためにも、引き続き地域福祉推進の中心的役割を担う校区社会福祉協議会と連携・協力しながら、地域の実情に応じて「校区社協行動計画」策定の支援を行っていきます。

また、全国各地で様々な自然災害が発生していることを受け、市民の防災意識が高まっています。その状況を踏まえ、地域における平常時の見守り体制の充実と関係機関（団体）等との災害時の連携について、継続的な協議を進めています。さらに、職員の防災力向上を図り、災害ボランティアセンターをはじめ、期待されている社協の機能を強化し効果的な支援ができる体制構築に取り組みます。

(2) 生活支援部門

依然として、新型コロナウイルス感染症の長期化による厳しい雇用情勢を受け、休業や失業等により一時的又は継続的に収入減少した経済的困窮者相談が増加しています。本会では生活保護制度に至る前のセーフティネット施策である生活福祉資金貸付や生活困窮者自立相談支援事業による住居確保給付金等の窓口を受託し、相互の連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制整備を行っています。

本年度もこの厳しい状況は続くと思われるため、自立相談支援機関を中心とした相談支援体制の強化に取組みます。

また、高齢化等に伴う判断能力が不十分な人びとの権利を擁護するため、総合的・一体的な権利擁護体制の構築を行い、年齢や障害種別、資力等にとらわれず、さまざまな人びとのニーズに応じた成年後見制度利用促進の取組みを積極的にすすめます。

(3) 介護保険事業部門

介護保険事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業・認定調査事務受託事業）の一体的な事業運営を推進するとともに、効率的な組織体制を構築し安定した収入確保に努めて参ります。

(4) 養護老人ホーム部門

養護老人ホーム愉和荘の運営について、昨年度、「運営検討委員会」を設置し、評価検証を行い、今後の収支改善への取組や事業継続の是非について検討してきました。「運営検討委員会」の答申を受けて、今年度より、通所介護事業（デイサービス事業）を新たに展開し、一体的な事業運営を推進することで、安定した収入確保に努めて参ります。

(5) 法人運営部門

令和3年度に策定した「熊本市社会福祉協議会基盤強化計画」に基づき、評価検証を実施とともに目標達成に向け推進を図ります。

また、安定した法人運営を進めるため、本会事業の支援性資金である正会員費及び賛助会費増に向けた取り組みや、安定財源の確保と自主事業の検証と今後の方向性について協議し、基盤強化に向けた取組みを進めます。

第2 令和4年度重点目標

(1)地域福祉推進部門

住民の身近な圏域において校区社会福祉協議会は様々な活動を展開しています。この活動をさらに進めるとともに、「校区社協行動計画」の策定支援に取り組みます。また、策定された計画の進捗状況を把握し、当該校区社協とともに評価、検証しながら、計画の実現に向け継続した支援を行っていきます。

さらには、地域共生社会の担い手として期待が寄せられる校区社協や民生委員・児童委員の活動支援に取り組むため、行政と共に熊本市校区社協連絡協議会及び熊本市民生委員児童委員協議会とさらなる連携強化を図りながら、地域福祉力の底上げを目指します。

(2)生活支援部門

経済的困窮者に対して、生活困窮者自立相談支援事業を中心とした生活福祉資金貸付や住居確保給付金、住宅確保要配慮者支援事業等の生活再建施策を活用した「断らない相談支援」の充実に努めます。

日常生活自立支援事業や法人後見事業等の総合的な権利擁護体制の強化を図るため、熊本市成年後見支援センターの運営を熊本市より受託し、成年後見制度利用促進にかかる段階的・計画的な取り組みを推進します。

(3)介護保険事業部門

介護保険事業(訪問介護事業・居宅介護支援事業・認定調査事務受託事業)は定期的な事業管理を実施し業務の効率化、収支のバランスの評価検証を実施します。

(4)養護老人ホーム部門

「運営検討委員会」の答申を受けて、今年度より、通所介護事業(デイサービス事業)を新たに展開し、一体的な事業運営を推進することで、安定した収入確保に努めて参ります。

(5)法人運営部門

安定した法人運営を推進するため、自主財源の確保、自主事業の定期的な評価検証を実施し基盤強化を図ります。人材育成計画に基づき、職員一人一人が法人の基本理念を理解し地域住民に信頼される職員として成長するために職員研修の強化を図り計画的な実施に努めます。

第3 第4次地域福祉・地域福祉活動計画項目

本会は、「第4次地域福祉・地域福祉活動計画」に基づき、本会の基本理念である「ともに助け合い、誰もがその人らしく健康で安心して暮らせるふくしのまちづくり」を目指し、職員一人一人が「支え合い活動推進のコーディネーター」としての役割を十分に担い、各部門ごとの成果指標達成に向けて事業を推進してまいります。

【第4次地域福祉・地域福祉活動計画】

| 基本方針 I 地域力強化のための人材確保・育成 | |
|-------------------------|----------------------------|
| 施策方針1 | 支え合い活動推進の核となる人材確保 |
| 施策方針2 | 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成 |
| 基本方針 II 支え合いの地域づくり | |
| 施策方針1 | 住民の身近な地域での支え合い体制づくり |
| 施策方針2 | 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり |
| 基本方針 III 多様な主体の連携・協働の推進 | |
| 施策方針1 | 連携による支援の充実 |
| 施策方針2 | 協働で取り組む災害対応力の強化 |
| 施策方針3 | 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築 |

第4 部門別事業推進項目

1. 地域福祉推進部門

- (1) 校区社協との連携強化及び校区社協行動計画策定の支援 【地域福祉推進班・区事務所】
住民主体の「支え合い活動」に取り組む校区社協との連携強化に向けて、ブロック会議を通し校区社協と市社協の顔が見える関係性を構築し、福祉課題の把握に努めます。また、校区社協が課題解決に向け主体的に行動する「校区社協行動計画」の策定を支援し、住民が「我が事」として捉え、地域生活課題把握と解決に向けて取り組む体制づくりを推進します。
- (2) 民生委員・児童委員への活動支援 【地域福祉推進班・区事務所】
熊本市民生委員児童委員協議会において実施した「民生委員・児童委員の活動実態調査」集計結果を踏まえ、行政を含む三者間で協議の場を持ち課題の共有を図ると共に、課題解決に向けた仕組みづくりに取り組みます。特に、本年12月に控える一斉改選に向け、民生委員・児童委員のなり手確保に重点を置き、民生委員の負担軽減、また民生委員活動に対する理解の促進に向けた取り組みを支援します。
- (3) ジュニアヘルパー養成事業(受託事業) 【地域福祉推進班・区事務所】
高齢者の見守りや地域活動を通した交流を目的とした「ジュニアヘルパー養成事業」をさらに推進するため、関係団体への事業の周知及び十分な理解の促進に努めます。コロナ禍において訪問活動が制限されるなか、メッセージカードにより高齢者との交流を図ることで事業を継続し、状況を見極めながら、可能な範囲で対面による交流が図れるよう取り組んでいきます。
- (4) ふれあい・いきいきサロン事業(受託事業) 【地域福祉推進班・区事務所】
より身近な地域での交流の場の確保、様々な世代の地域住民の交流を促進するため、「ふれあい・いきいきサロン」活動を積極的に支援すると共に、情報の発信や知識の普及啓発、活動団体の育成・支援を図ります。コロナ禍で、高齢者等の閉じこもり状態が続くことによる身体的機能や認知機能の低下が懸念され、通いの場への参加によるフレイル予防への期待も高まるなか、新たなサロンのあり方を模索し提案へつなげていきます。
- (5) 災害時要援護者支援事業(受託事業) 【地域福祉推進班・区事務所】
「熊本市災害時要援護者支援制度」に基づき所管課と協議しながら、平常時の見守り体制の充実と災害時における迅速な対応が可能となるよう、地域における災害時要援護者支援体制の構築に努めます。所管課をはじめとする関係部局、また、関係機関や地域住民との協働により、個別避難支援計画の作成支援に協力していきます。
- (6) 熊本市社会福祉協議会自主避難サポート事業(自主事業) 【地域福祉推進班・区事務所】
台風や大雨等の災害に際し、地域に住む高齢者等要配慮者の一時的な避難先を確保することで、要配慮者自身の不安解消につながるよう、実施主体である校区社協及び協力施設における事業の推進を支援します。また、令和2年度から実施した「校区社協行動計画に係る企業・事業所向けアンケート調査結果(38校区で実施)」を基に、校区社協と民間企業との新たな連携をサポートします。
- (7) ふれあいランチ給食サービス事業(自主事業) 【地域福祉推進班・区事務所】
地域における見守りネットワークの充実に向けて、校区社協の見守り活動の一環として実施している在宅高齢者への給食サービスを推進します。また、コロナ禍においても安心して事業が行えるよう、引き続き相談・支援を行っていきます。

(8)命のバトンの配布

【地域福祉推進班・区事務所】

校区社協の見守り活動の一環である「命のバトン」の配布を通して、校区社協活動の重層的な支援をサポートしていきます。

(9)障がい部会の推進

【地域福祉推進班】

13団体で構成される障がい部会において、障がい者福祉に関する研修会等を実施し、障がい者福祉の向上と障がい者団体の相互交流を図ります。

(10)地域連携ネットワークの構築(自主事業)

【区事務所】

コロナ禍において集まりの機会が制限されるなか、可能な範囲において既存のブロック会議等を通じて、校区社協、民児協、自治会、関係機関等幅広い実践者との連携体制を構築し、さらなる情報の共有化、多様な主体との連携を図り、地域の福祉課題等の解決に向けた包括的取組を推進します。

(11)ボランティア活動(ボランティアセンター事業)の推進

【ボランティアセンター・区事務所】

ア ボランティアセンター機能強化

ボランティア活動の活性化を目的に、ボランティア登録の推進や地域福祉活動へと結びつけるマッチング機能の強化及びボランティア団体への支援を図ります。

【主な取組み事業】

- ボランティア登録フォームの活用
- ボランティア相談の受付
- ボランティアの情報発信
- 熊本市ボランティア連絡協議会への支援
- 熊本市ボランティア・アドバイザー連絡協議会への支援
- ボランティア保険の普及啓発
- ボランティアの派遣
- 熊本市ボランティア連絡協議会への支援

イ ボランティアの人材育成及び継続した活動につなげる仕組みづくり

福祉施設の入所者等への寄り添った活動の基本となる「傾聴」や、市民活動やボランティア活動に関心がある市民向けの講座を開催することで、人材の発掘・育成に努めます。

また、福祉施設及び病院等での適切なコーディネートを行う「ボランティアコーディネーター」養成講座を開催します。

【主な取組み事業】

- ボランティアコーディネーター養成講座
- 傾聴ボランティア養成講座
- ボランティア入門講座

ウ 地域を基盤とした福祉教育の推進

地域福祉活動を支える次世代の担い手を育成するため、住民主体の集いの場での交流など「地域の学びの場」を創出すると共に、地域での人材活用や学校、福祉関係団体等と連携・協働しながら、啓発・学習・体験など様々な福祉教育を実践し、共生の地域づくりに取り組みます。

【主な取組み事業】

- 地域ニーズに沿ったボランティア講座(福祉出前講座)の実施
- 高校生ワークキャンプの実施

エ 災害ボランティアセンター設置・運営体制の構築及び県内社協、関係機関との連携強化

平時からの地域福祉活動を含めた大学及び地域の関係機関・団体等と災害ボランティアセンター設置・運営に向けた関係づくりに取り組みます。また、災害時相互応援協定にもとづき、災害発生時に備え平常時からの連携を図ります。

【主な取組み事業】

- 災害ボランティアセンター運営研修
- 災害時相互応援協定に基づく連携
- 災害ボランティアセンター運営設置マニュアルの改訂

2. 生活支援部門

(1)生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業の拡充(受託事業)【生活自立支援センター】

複合的な課題に対する中核的な相談窓口である自立相談支援機関を中央・東・南の3拠点で実施し、相談者の身近な各区役所等での支援体制の充実に努めます。

(2)生活福祉資金貸付事業、福祉金庫の適正運用(受託・補助事業) 【総合相談・貸付班・区事務所】

新型コロナウイルス感染症の長期化による休業や失業等により一時的又は継続的に収入が減少した世帯に対し、特例貸付終了後の状況において、従来のとおり生活困窮者自立相談支援事業や関係機関と一層の連携の下、自立助長に努めます。また、多岐にわたる相談者のニーズに対応するため、職員の資質向上に努めます。さらに、借受人に対し、早期の対応を行い償還促進に努めます。

(3)住宅確保要配慮者支援事業(受託事業) 【総合相談・貸付班】

居住支援法人活動の一環として、住宅確保用配慮者(高齢者、障がい者、生活困窮者等)からのニーズの高まりに対応できる相談員の育成に努めます。また、生活保護行政や生活困窮者自立相談支援事業と連携した地域居住支援に取り組みます。

(4)ひとり親家庭貸付事業(補助事業) 【総合相談・貸付班】

ア ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学時及び就職時に貸し付けを行うことで、資格取得及び自立の促進を図ります。

イ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

就労による自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸し付けを行うことで、住居の確保及び自立の促進を図ります。

(5)緊急一時援護事業(自主事業) 【総合相談・貸付班・区事務所】

生活保護行政や生活困窮者自立相談支援事業と連携し、援助を必要とする行旅者の旅費等に金銭を貸与し、その援護を図ります。また、生活が困窮状態である者に食糧を提供し、次の支援を受けるまでのつなぎとして活用します。

(6)地域心配ごと相談事業(自主事業) 【総合相談・貸付班・区事務所】

住民の日常生活上のあらゆる相談に適切な助言と指導ができるよう、市内に地域心配ごと相談所を設置し地域課題の早期発見・解決に努めます。

(7)日常生活自立支援事業(補助事業) 【権利擁護班・区事務所】

高齢者や障がい者の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるように、相談の受付や契約によるサービスの提供等を行うとともに、地域住民や関係機関と連携し、契約者の日常生活を支える体制構築に努めます。また、近年の権利擁護ニーズに適切に対応できるよう、サービスを提供する各区事務所の業務の標準化や活動支援、全市的な共通課題の調査や解決に向けた取り組み、本事業に係る職員の意思決定支援等の相談スキル向上を狙いに各種研修を実施し、組織体制の強化に努めます。

(8)法人後見事業(補助事業) 【権利擁護班】

地域福祉の推進役である法人として、相応しい案件の受任を推進し、法人後見協力員とともにきめ細やかな法律的支援を行うとともに、市民後見人候補者の育成に努めます。

(9)市民後見人養成事業(受託事業)

【権利擁護班・区事務所】

市民後見人養成講座を開催し、修了後は日常生活自立支援事業や法人後見事業と連携を図り、その活動を担う人材としてコーディネートに努めます。

(10)熊本市成年後見支援センター設置運営事業(受託事業)

【権利擁護班】

熊本市成年後見制度利用促進計画の推進にあたり、一次相談窓口(各区福祉課、ささえりあ、障がい者相談支援センター)や本会が行う権利擁護関係事業と連携を図り、市とともに権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めるとともに有効に機能させ、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを実施する「中核機関」を市から受託し、運営します。

3. 介護保険事業部門

全ての事業において、利用者の状況や受託件数等をきめ細やかに分析し、適宜、新たな収入の確保に向けた取組みを推進することで収入の安定確保を目指します。また、職員や嘱託職員の稼働率向上に向けて目標の設定や進捗管理を徹底する等効率的な事業運営により支出の抑制を図ります。

(1)訪問介護事業

- 介護・障害併せて支援を必要とされる依頼を今後も受け入れに努めます。
- 感染対策を徹底しながら、継続して支援に努めます。

(2)居宅介護支援事業

- 月々の目標件数の確保に努めます。
- 感染対策を徹底し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めます。

(3)認定調査事務受託事業

- 月々の調査件数を確保する。
熊本市委託分 月250件(各区50件×5区) / 熊本市外(各市町村) 月平均20件
- コロナ禍で感染予防を徹底し、確実な調査を実施する。
- 感染者は出でていませんが、今後も継続して体調管理をし、万全の態勢で調査を実施する。

【参考】介護保険事業の収支決算の推移

(単位:千円)

| | | 訪問介護事業 | 居宅介護支援事業 | 要介護認定調査事務 | 介護保険事業計 |
|----------|-----|---------|----------|-----------|---------|
| | | 決算 | 決算 | 決算 | 決算 |
| R1 | 収入 | 41, 184 | 27, 018 | 27, 783 | 95, 986 |
| | 支出 | 44, 763 | 24, 594 | 27, 701 | 97, 059 |
| | 収支差 | ▲3, 579 | 2, 424 | 82 | ▲1, 073 |
| R2 | 収入 | 41, 928 | 30, 297 | 20, 525 | 92, 750 |
| | 支出 | 41, 516 | 29, 802 | 22, 839 | 94, 157 |
| | 収支差 | 412 | 495 | ▲2, 314 | ▲1, 407 |
| R3 見込 | 収入 | 39, 397 | 24, 936 | 26, 346 | 90, 679 |
| | 支出 | 39, 654 | 26, 750 | 25, 284 | 91, 688 |
| | 収支差 | ▲257 | ▲1, 814 | 1, 062 | ▲1, 009 |

4. 養護老人ホーム部門

令和3年度は、今後の事業運営について、「運営検討委員会」を立ち上げ、事業継続の是非について検討が行われ、方向性が示されたところです。「運営検討委員会」での答申を受けて、今年度より、新たに通所介護事業(デイサービス事業)を展開し、施設運営と一体的な事業運営を推進することで、安定した収入確保に努め、関係機関と連携した措置入所者の確保や歳出の抑制等を行い健全な経営とwithコロナを視野に入れ、感染対策を講じながら地域との連携を図り入所者の安定した生活の支援を行います。

(1) 収支決算の推移

(単位:千円)

| | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3 年度(見込) |
|-----|---------|---------|---------|-----------|
| | 決算 | 決算 | 決算 | 決算 |
| 収入 | 112,213 | 108,038 | 103,982 | 96,427 |
| 支出 | 112,746 | 111,110 | 105,836 | 97,520 |
| 収支差 | ▲533 | ▲3,072 | ▲1,854 | ▲1,093 |

(2) 職員数の推移

(単位:人)

| 法定基準 | 施設長 | 栄養管理士 | 看護師 | 生活相談員 | 支援員 | 計 |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|---|
| | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 9 |

| | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度(予定) |
|--------------|--------|-------|-------|-------|-----------|
| 正職員数(再雇用者含む) | 12 | 12 | 11 | 10 | 9 |
| 施設長 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 栄養管理士 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 看護師 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 生活相談員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 支援員 | 7 | 7 | 6 | 6 | 5 |
| 事務員 | 1 | 1 | 1 | | |
| 嘱託職員数 | | 1 | | | 1 |
| 支援員 | | | | | 1 |
| 事務員 | | 1 | | | |
| 臨時職員数 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 支援員 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 事務員 | | | | | |
| 合 計 | 13 | 15 | 13 | 13 | 13 |

(3) 入所者の状況(R4.3.1現在)

| 入 所 者 平均年齢 | 要介護度別 | 要介護 | | | | | 要支援 | | その他の 割合 | 計 |
|---------------|-------|-----|----|----|-----|-----|-----|----|------------|------|
| | | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | | |
| 84.8 歳 | 人 数 | 4人 | 1人 | 6人 | 6人 | 13人 | 2人 | 1人 | 2人 | 35人 |
| | 割 合 | 32% | | | 54% | | 14% | | | 100% |

(4)通所介護事業(デイサービス事業)の推進

旧植木温泉福祉交流館を利活用した、通所介護事業(デイサービス事業)の開設に向けて、関係機関等と協議を進め、9月開設を目指してまいります。

【旧植木温泉福祉交流館に係るスケジュール】

| 年 月 | 内 容 | 備 考 |
|-----------|------------------------|---------|
| 令和4年3月 | 旧植木温泉福祉交流館利活用優先交渉権者に決定 | |
| 令和4年3月～6月 | 基本協定に向けた協議及び基本協定の締結 | 北区総務企画課 |
| 令和4年7月 | 定期建物賃貸借契約の締結 | 北区総務企画課 |
| 令和4年7月～8月 | 施設改修工事期間 | |

【事業開始に伴うスケジュール】

| 年 月 | 内 容 | 備 考 |
|-----------|----------------|----------|
| 令和4年4月～7月 | 職員募集期間 | |
| 令和4年6月～7月 | 指定通所介護事業開設申請期間 | 市介護事業指導室 |
| 令和4年8月 | 事業開始準備期間 | |
| 令和4年9月 | 事業開始 | |

5. 法人運営(総務)部門

令和3年度に策定した「熊本市社会福祉協議会基盤強化計画」に基づき、評価検証を実施し、「事業推進体制の強化」「安定した組織運営」を計画的に推進していきます。

【財政基盤の強化】

(1)会費(会員)確保の取組

【総務課】

広報誌やホームページ等による本会事業・活動の周知をすすめ、「社協事業の見える化」を図ります。正会員とともに賛助会員(個人・法人)の獲得に努めます。

(2)共同募金運動への協力

【総務課】

地域及び法人等に対し、共同募金配分金を活用した事業の情報発信を強化し、新たな協力団体を確保します。また、企業との連携・協働として、赤い羽根共同募金自動販売機の設置や寄付付き商品の開発など企業が社会貢献活動に取り組みやすい事業提案を図ります。

(3)「災害対応型自動販売機」設置の普及

【総務課】

収益の一部を地域の防災力向上のために役立てる事業を展開するとともに、災害時の被災者支援へ寄与する「災害対応型自動販売機」の周知をさらにすすめ設置拡大に努めます。

(4)いきいき市民福祉基金運用事業

【総務課】

いきいき市民福祉基金の運用益を活用した、民間団体及び住民組織等への助成することで、自主的な地域福祉活動支援を促進します。また、基金の運用についても、市場動向を踏まえた運用益の増額に努めます。また、令和5年3月で満期を迎える、第328回利付国債について、資金運用委員会を開催し、安心安全な債券購入に努めます。

【参考】いきいき市民福祉基金運用状況(有価証券)

| 購入先 | 銘柄 | 額面 | 購入日 | 償還 (満期)日 | 利率 | 運用益 (利息) |
|--------------|--------------------|------|-----------|-------------|--------|-------------|
| SMBC 日興証券(株) | 120回利付国債(20年) | 1億 | 2011.11.7 | 2030.6.20 | 1.6% | 1,600,000円 |
| ふくおか証券(株) | 328回利付国債(10年) | 1億 | 2013.9.24 | 2023.3.20 | 0.6% | 600,000円 |
| みずほ証券(株) | 10回利付国債(30年) | 1億 | 2014.3.20 | 2033.3.20 | 1.1% | 1,100,000円 |
| みずほ証券(株) | 10回利付国債(30年) | 1億 | 2014.9.22 | 2033.3.20 | 1.1% | 1,100,000円 |
| みずほ証券(株) | 154回福岡北九州高速道路(20年) | 1.7億 | 2019.3.15 | 2039.3.15 | 0.497% | 844,900円 |
| 計 | | 5.7億 | | | | 5,244,900円 |

(5)山根高齢者等福祉基金事業(新規)

【総務課】

寄付者である山根氏の意思に基づき、「山根高齢者等福祉基金」を創設し、高齢者を中心とした福祉事業及び生活困窮者等支援事業の充実及び推進を目的とした本会が実施する事業を支援する。

【令和4年度支援事業】

- 住宅確保要配慮者支援事業
- 生活困窮者への一時生活支援事業
- 緊急一時援護事業
- 養護老人ホーム支援
- デイサービス事業支援

(6)事務費、事業費の精査等経費削減の推進

【全課】

予算管理体制を構築し、定期的な決算見込の調整を行い各事業別に予算執行状況を把握するとともに、事業効果や事務効率化などの検証により予算の適正執行に努めます。

また、所属長管理による時間外勤務の縮減に向けた取組みを継続する等事務の効率化を図ります。

【組織体制の強化】

(1)ガバナンス体制の確保

【総務課】

ア 業務執行体制の確保

適正な法人運営に向けて、理事会、評議員会、各種委員会を適宜開催します。

| | |
|----------|--|
| 理事会の開催 | (年5回 5月、6月、10月、1月、3月) |
| 評議員会の開催 | (年4回 6月、10月、2月、3月) |
| 各種委員会の開催 | いきいき市民福祉基金運営委員会(年2回) 苦情処理委員会(随時) 評議員選任・解任委員会(随時) |

イ 監査体制の確保

財務規律の強化に向けて、監事監査の実施及び公認会計士によるチェック機能を充実します。

| | |
|---------------|----------|
| 監事監査の開催 | (年1回 5月) |
| 公認会計士による財務の管理 | (毎月) |

(2)組織(課・係)内外の連携強化

【全課】

第4次地域福祉・地域福祉活動計画を着実に遂行するため、各種推進会議を設置し、組織間の連携強化を図ります。

〈各種会議〉

- 地域福祉推進会議
- 基盤強化推進会議
- 事業推進会議
- 区事務所連携会議

(3)人材育成及び人事評価制度の確立

【総務課】

「人材育成計画」に基づき、体系的な研修を定期的に実施することで職員能力の向上、組織力の強化を図るとともに、人事評価制度研修を継続して開催し、職員の成長と組織の成長が連動する体制づくりを目指します。

(4)市社協(職員)の防災力の向上

【全課】

ア 「自助」「共助」「協働」を体現する地域における防災リーダーとしての防災士の役割が重要視されている中、本会職員を防災士として育成し、地域における平時からの防災・減災活動に貢献します。

イ 災害時における法人全体の運営体制を構築するため、「BCP計画」の策定を進めるとともに、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルについても適宜改訂を図ります。

(5)情報力の強化

【総務課】

ア 関係団体、会員、市関連施設に配布している広報誌を定期的に発行し、本会の活動を周知するとともに、地域の福祉活動や先駆的な取組を紹介する等地域の方々の活動の参考となる事例を盛り込み、地域福祉活動の充実に資する内容となるよう見直しをすすめます。

イ タイムリーな情報発信に優れたホームページ、SNSを十分に活用し、市社協の“今”を広く周知できる仕組みづくりを行うとともに、バナー広告の掲載を進める等新たな財源の獲得に努めます。

(6)地域貢献活動の推進

ア 障がい者成人式の開催

【総務課】

障がいのある方が、家族の支え、そして周りの支援によって多くの困難を乗り越え、成人を迎えたことをお祝いし、更なる活躍を願う障がい者成人式を継続して開催します。

イ 日赤社資を活用した地域防災活動等の推進

【総務課】

自治会等で実施される防災訓練等に対し、炊出し用資器材の貸出しや非常食の提供等物資による支援を通して地域における防災活動を推進します。また、災害救援物資の迅速な配布等火災等罹災者への災害救護活動に尽力します。